

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	独立行政法人国立病院機構 岩国医療センター附属岩国看護学校
設置者名	独立行政法人国立病院機構理事長 楠岡 英雄

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・ 通信 制の 場合	実務経験のある 教員等による 授業科目の 単位数又は授 業時数	省令で定める 基準単位数又 は授業時数	配 置 困 難
看護専門課程 (三年課程)	看護学科	夜・ 通信	9 単位	9 単位	
		夜・ 通信			
		夜・ 通信			
		夜・ 通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://iwakuni.hosp.go.jp/kango/syllabus_plan.html

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	独立行政法人国立病院機構 岩国医療センター附属岩国看護学校
設置者名	独立行政法人国立病院機構理事長 楠岡 英雄

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校運営会議
役割	学則第43条、学校の運営の円滑化及び適正化を図るために、学校運営会議を設ける。学校運営会議規程第2条において外部委員を設け、第6条に則り運営その他に関し、必要な事項は会議によって決定する。外部委員は、自らの経験を活かし社会や産業界のニーズを踏まえた意見を述べ運営に反映する。また、運営会議の審議事項は第4条に則り、次の事項について審議するものとする。 - 一 学校の規程の制定改廃 - 二 学校予算の執行計画 - 三 教育課程の編成に関する事項 - 四 各年度の教育計画に関する事項 - 五 学校の講師、実習施設選定に関する事項 - 六 学生募集および入学に関する事項 - 七 学生の単位、卒業認定に関する事項 - 八 学生の休学、復学、退学に関する事項 - 九 転入学者の既習単位等の認定に関する事項 - 十 学校運営の評価に関する事項 - 十一 学校の施設設備に関する事項 - 十二 その他学校の運営に関し重要と認める事項

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
NHO 岩国医療センター看護部長	2023. 4. 1 ～2024. 3. 31	特記なし
NHO 岩国医療センター事務部長	2023. 4. 1 ～2024. 3. 31	特記なし
（備考） 掲載ページ： https://iwakuni.hosp.go.jp/kango/staff.html		

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	独立行政法人国立病院機構 岩国医療センター附属岩国看護学校
設置者名	独立行政法人国立病院機構理事長 楠岡 英雄

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) ・カリキュラムの実施状況について、各科目の内容、方法、進行について毎月カリキュラム委員会を開催し評価する。 ・毎年 3 月に学生による授業評価、講師による授業評価、テキストの改定内容や国家試験の出題基準をふまえて検討を行い、次年度の授業計画書(シラバス)、実習要綱を改定する。 ・シラバスには、科目名、単位数、担当講師名、到達目標、学習内容、学習方法、評価項目、評価方法を記載する。 ・実習要綱には、科目名、実習目標、実習内容、実習方法、実習評価基準を記載する。 ・学生便覧に、成績評価の基準について記載する。(優：80 点以上、良：70 点から 79 点、可：60 点から 69 点及び不可：60 点未満とし、可以上を合格とする。) ・4 月に学生便覧、授業計画書(シラバス)実習要綱を各学生に配布し、履修についての説明を行い、学校ホームページでシラバスを公表する	
授業計画書の公表方法	https://iwakuni.hosp.go.jp/kango/syllabus_plan.html
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 1. 評価方法 評価基準をシラバス内に掲載して、基準に則り適正に評価している。評価基準は、「客観的テスト」「レポート提出」「実技テスト」「出席状況」「演習参加度」「授業態度」「グループ／発表成果」があり、科目評価をどの方法で行い、点数割合はどの程度かを(％、点など)示している。 最終評価の実施は講義終了後、1 カ月以内に実施。実施時間は 1 科目に対して 1 時間単位(45 分)で実施している。 実習に関しては、各領域別で評価表を作成して、評価している。 2. 認定基準 基準は便覧及びホームページ上 (https://iwakuni.hosp.go.jp/kango/athorization_unit.html) に掲載している。 入学時に説明を実施している。具体的な内容は以下の通り。 単位の認定については学則第 19 条及び学則細則第 9 条に定める。内容は以下の通りである。	

(授業科目の評価及び単位修得の認定) 学則第 19 条 単位修得の認定は、講義、実習等に必要な時間の取得状況と当該科目の評価により行う。 2 出席時数が授業時数の 3 分の 2 に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。 3 授業科目の評価は優（80 点以上）、良（70 点から 79 点）、可（60 点から 69 点）及び不可（60 点未満）とし、可以上を合格とする。 4 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることのできなかった者又は不合格の者に対しては、追試験又は再試験を行うことができる。 (授業科目の評価および単位修得の認定) 学則細則第 9 条 学則第 19 条の授業科目の評価及び単位修得の認定に関する事項は、履修規程に定める。 2 学則第 19 条第 1 項の当該科目の評価は、当該科目の試験、学習状況により行う。 3 学則第 19 条第 2 項に該当する者は、当該科目の再履修を行い評価をうける。ただし、次年度の教育計画に基づき再履修が困難な場合は、原級に留まり再履修を行うことができる。 4 19 条第 4 項にかかる追試験又は再試験は当該年度において、それぞれ当該科目 1 回を限度とする。 5 追試験、再試験を受けようとする者は所定の手続きを経て、追試験料、再試験料を納めなければならない。追試験料、再試験料の額は学生納付金等納入に関する規程に学校長が定める。 6 追試験は得点の 8 割を評価点とする。 7 再試験を受け、合格した授業科目の評価は可（60 点）とする。 8 追試験で不合格の者は、再試験を受けることができる。 9 学則第 19 条第 4 項にかかる実習科目の評価が不可の場合は、再実習を行うことができる。 3. 学籍管理システム 学籍管理システム（スタンドアローン）にて、管理。学籍簿は法人文書管理に則り 30 年管理を行っている。		
3. 成績評価において、G P A 等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 毎年、学年の 100 点満点の点数を指標とする。各学年別で GPA 算出し分布割合を確認している。 実習評価は、各領域における実習評価項目別でグラフ化して実習指導者会議で説明している。また、https://iwakuni.hosp.go.jp/kango/gpa.html 上で GPA を示し、実習要綱の修正を行っている。 GPA は、(履修登録した科目の単位数×当該科目の GP) の合計を履修登録した科目の単位数合計（不可を含む）で割り数値を成績管理システムにて自動計算して算出している。その他、講師会議において直近 3 カ年の各科目別平均点（100 点満点）を示し、説明している。		
客観的な指標の算出方法の公表方法	https://iwakuni.hosp.go.jp/kango/gpa.html	

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	https://iwakuni.hosp.go.jp/kango/athorization_unit.html

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

1. ディプロマ・ポリシー

(<https://iwakuni.hosp.go.jp/kango/e-policy.html>) 上に記載している。

岩国医療センター附属岩国看護学校で、次の能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、専門士の称号を授与する。

- (1) 生命尊重と個々の人格が尊重できる感性豊かな人間性を養っている
- (2) 看護の対象を総合的に理解し、看護上の問題が解決できる能力を身につけている
- (3) 保健医療の立場から健康を守るための基礎的能力を身につけている
- (4) 看護の本質を理解して、自己の看護に対する考え方を明確できる
- (5) 看護の向上をめざし、自己啓発に努め、看護を探究する態度を身につけている
- (6) 保健医療チームの一員として、他職種と協働し、看護の役割を果たす基礎的能力を養っている
- (7) 国際的視野をもち、医療の最新知識・技術を自ら学び続ける姿勢を養っている
- (8) 独立行政法人国立病院機構に貢献し得る能力を養っている

2. 単位認定

(https://iwakuni.hosp.go.jp/kango/athorization_unit.html) 上に掲載している。

また、履修規程については(<https://iwakuni.hosp.go.jp/files/000104089.pdf>) 上に記載している。

単位の認定については学校運営会議（履修認定・卒業会議）で単位認定を行っている。

単位認定に関する内容は学則第 19 条及び学則細則第 9 条に沿って認定しており、内容は以下の通りである。

(授業科目の評価及び単位修得の認定)

学則第 19 条 単位修得の認定は、講義、実習等に必要時間の取得状況と当該科目の評価により行う。

2 出席時数が授業時数の 3 分の 2 に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。

3 授業科目の評価は優（80 点以上）、良（70 点から 79 点）、可（60 点から 69 点）及び不可（60 点未満）とし、可以上を合格とする。

4 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることのできなかった者又は不合格の者に対しては、追試験又は再試験を行うことができる。

(授業科目の評価および単位修得の認定)

学則細則第 9 条 学則第 19 条の授業科目の評価及び単位修得の認定に関する事項は、履修規程に定める。

2 学則第 19 条第 1 項の当該科目の評価は、当該科目の試験、学習状況により行う。

3 学則第 19 条第 2 項に該当する者は、当該科目の再履修を行い評価を受ける。ただし、次年度の教育計画に基づき再履修が困難な場合は、原級に留まり再履修を行うことができる。

4 学則第 19 条第 4 項にかかる追試験又は再試験は当該年度において、それぞれ当該科目 1 回を限度とする。

5 追試験、再試験を受けようとする者は所定の手続きを経て、追試験料、再試験料を納めなければならない。追試験料、再試験料の額は学生納付金等納入に関する規程に学校長が定める。

6 追試験は得点の 8 割を評価点とする。

7 再試験を受け、合格した授業科目の評価は可（60 点）とする。

8 追試験で不合格の者は、再試験を受けることができる。

9 学則第 19 条第 4 項にかかる実習科目の評価が不可の場合は、再実習を行うことができる。

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	独立行政法人国立病院機構 岩国医療センター附属岩国看護学校
設置者名	独立行政法人国立病院機構理事長 楠岡 英雄

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://nho.hosp.go.jp/files/000178268.pdf
収支計算書又は損益計算書	https://nho.hosp.go.jp/files/000178268.pdf
財産目録	
事業報告書	https://nho.hosp.go.jp/files/000178268.pdf
監事による監査報告（書）	https://nho.hosp.go.jp/files/000178268.pdf

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		看護専門課程	看護学科（新課程）	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	2,925／104 単位時間／単位	1755 時間 /75 単位	135 時間 /6 単位	1035 時間 /23 単位	0 時間 /0 単位	0 時間 /0 単位
			単位時間／単位				
分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		看護専門課程	看護学科（旧課程）	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	3,015／101 単位時間／単位	1875 時間 /71 単位	105 時間 /7 単位	1035 時間 /23 単位	0 時間 /0 単位	0 時間 /0 単位
			単位時間／単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
240 人		241 人	0 人	13 人	96 人	100 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） - カリキュラムの実施状況について、各科目の内容、方法、進行について毎月カリキュラム委員会を開催し評価する。 - 毎年3月に学生による授業評価、講師による授業評価、テキストの改定内容や国家試験の出題基準をふまえた検討を行い、次年度の授業計画書（シラバス）、実習要綱を改定する。 - シラバスには、科目名、単位数、担当講師名、到達目標、学習内容、学習方法、評価項目、評価方法を記載する。 - 実習要綱には、科目名、実習目標、実習内容、実習方法、実習評価基準を記載する。 - 学生便覧に、成績評価の基準について記載する。（優：80点以上、良：70点から79

点、可：60 点から 69 点及び不可：60 点未満とし、可以上を合格とする。） ・ 4 月に学生便覧、授業計画書（シラバス）実習要綱を各学生に配布し、履修についての説明を行い、学校ホームページでシラバスを公表する
成績評価の基準・方法
（概要） 基準は便覧及びホームページ上 https://iwakuni.hosp.go.jp/kango/athorization_unit.html に掲載 単位の認定については学則第 19 条及び学則細則第9条に定める。内容は以下の通りである。 （授業科目の評価及び単位修得の認定） 学則第 19 条 単位修得の認定は、講義、実習等に必要な時間の取得状況と当該科目の評価により行う。 2 出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。 3 授業科目の評価は優(80 点以上)、良(70 点から 79 点)、可(60 点から 69 点)及び不可(60 点未満)とし、可以上を合格とする。 4 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることのできなかった者又は不合格の者に対しては、追試験又は再試験を行うことができる。 （授業科目の評価および単位修得の認定） 学則細則第9条 学則第 19 条の授業科目の評価及び単位修得の認定に関する事項は、履修規程に定める。 2 学則第 19 条第1項の当該科目の評価は、当該科目の試験、学習状況により行う。 3 学則第 19 条第2項に該当する者は、当該科目の再履修を行い評価をうける。ただし、次年度の教育計画に基づき再履修が困難な場合は、原級に留まり再履修を行うことができる。 4 学則第 19 条第4項にかかる追試験又は再試験は当該年度において、それぞれ当該科目1回を限度とする。 5 追試験、再試験を受けようとする者は所定の手続きを経て、追試験料、再試験料を納めなければならない。追試験料、再試験料の額は学生納付金等納入に関する規程に学校長が定める。 6 追試験は得点の8割を評価点とする。 7 再試験を受け、合格した授業科目の評価は可(60 点)とする。 8 追試験で不合格の者は、再試験を受けることが出来る。 9 学則第 19 条第4項にかかる実習科目の評価が不可の場合は、再実習を行うことができる。
卒業・進級の認定基準
（概要） 1. 進級要件 各学年における履修については、学則細則第 15 条、各学年の履修は教育計画に基づき行い、実施された全科目の認定を受けなければならない。ただし各号に該当する者は原級に留まる。 1) 各学年次実施された全科目の認定のうち、認定されていない科目が 3 科目以上の者 2) 出席日数が各学年の出席すべき日数の 3 分の 1 を越える者 3) 当該年度の再実習が 3 科目以上の者 2. 卒業要件 学則第 25 条に則り、学校長は、学則第 18 条に定める全ての授業科目の単位修得の

認定を受けた者について、学校運営会議の議を経て、卒業を認定する。また、卒業認定に関しては、学則細則第 16 条に則り、次の各号の全てを満たす場合に認定する。 1) 本学校の定める授業科目、単位数を履修した者 2) 授業科目（臨地実習含む）の各々の単位を認定された者 3) 修業年限 3 年、または在学年限内の者 4) 出席日数が授業日数の 3 分の 2 以上の者
学修支援等
(概要) ・入学時の新入生ガイダンス ・全学年に担任教員による年 2 回程度の個人面接、進路相談の実施 ・成績低迷者や希望者に対する学習支援 ・看護師国家試験対策として各学年にガイダンスを実施 1 年次（学習方法について） 2 年次（低学年模擬試験、国家試験対策学習会） 3 年次（模擬試験 1 回／2 カ月程度、個別学習支援） ・スクールカウンセラーによるカウンセリングを 1 回／週実施

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
80 人 (100%)	2 人 (2.5%)	75 人 (93.75%)	3 人 (3.7%)
(主な就職、業界等) 看護師（独立行政法人国立病院機構岩国医療センター、独立行政法人国立病院機構広島西医療センター、徳山中央病院など）			
(就職指導内容) 就職先情報提供、願書記載、キャリア形成面接			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師国家試験受験資格			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
247 人	3 人	1.2 %
(中途退学の主な理由) 進路変更、体調不良		
(中退防止・中退者支援のための取組) カウンセリング（1 回／週） 担任制の導入・適宜面接の実施		

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護科	250,000 円	550,000 円	20,000 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
https://iwakuni.hosp.go.jp/kango/featurea.html		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
ホームページ上の https://iwakuni.hosp.go.jp/kango/featurea.html 内の https://iwakuni.hosp.go.jp/files/000104457.pdf に記載する。		
①教員による、自己点検自己評価 (「教育理念・教育目的」「教育目標」「研究」など) 結果について、前年度と比較分析する		
②学生による学校評価 (「教育方針」「管理運営」など) を前年度と比較検討する		
③国立病院機構附属看護師養成所間の相互評価を実施する		
・①～③について、学校関係者評価委員会に報告し、評価を受けその結果を学校運営に活用する。学校関係者評価委員会は次の区分から学校長が委嘱する委員により構成し、毎年5月に委員会を開催する。		
1. 看護管理者		
2. 教育に知見のある者		
3. 卒業生		
4. PTA		
5. その他学校長が必要と認めるもの		
・委員会における評価結果は、報告書としてまとめ、学校運営会議にて報告後、ホームページ (https://iwakuni.hosp.go.jp/kango/featurea.html) にて公表を行っている。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
NHO 岩国医療センター 看護部長	2022. 4. 1～2023. 3. 31	看護管理者
岩国短期大学 准教授	2022. 4. 1～2023. 3. 31	教育に知見のある者
NHO 岩国医療センター 看護師	2022. 4. 1～2023. 3. 31	卒業生
在校生の保護者	2022. 4. 1～2023. 3. 31	PTA
西京銀行 岩国支店 岩国地区統括部長	2022. 4. 1～2023. 3. 31	学校長が必要と認めるもの
新陽運送 (有) 代表取締役	2022. 4. 1～2023. 3. 31	学校長が必要と認めるもの
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
https://iwakuni.hosp.go.jp/kango/featurea.html		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

学校沿革 (<https://iwakuni.hosp.go.jp/kango/e-policy.html>)

校舎概要 (<https://iwakuni.hosp.go.jp/kango/envi.html>)